



長野県報

4月10日(木)
令和 7 年
(2025 年)
第 599 号

目 次

規 則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課） 1

告 示

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（2 件）（砂防課）..... 3

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（2 件）（砂防課）..... 3

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課） 4

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課） 4

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課） 4

公 告

調理師試験の実施（食品・生活衛生課） 5

製菓衛生師試験の実施（食品・生活衛生課） 6

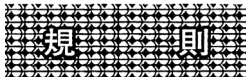
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課） 7

都市計画案の縦覧（2 件）（都市・まちづくり課）..... 7

開発行為に関する工事の完了（2 件）（都市・まちづくり課）..... 8

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（2 件）（水道事業課）..... 8

随意契約の相手方の決定（東北信運転免許課） 9



規 則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 4 月 10 日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第 6 号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 9 号を次のように改める。

(様式第9号) (第8条関係)

銃 砲 等 又 は 刀 剣 類 譲 受 書							
年 月 日 譲受人 住 所 (所在地) 職 業 氏 名 生年月日 下記物件を譲り受けます。 記							
物 件	銃 砲	種 類					
		型 式		銃 番 号			
		メ ア カ ー 名		銃 の 全 長	センチメートル		
		モ デ ル 名 等		銃 身 長	センチメートル		
		公称口（番）径		弾倉型式及び 充 填 可 能 弾 数			
		（実測口径）	（ ミリメートル）	適合実（空）包			
		銃腔 こう 内腔旋割合	□1／5以上1／2以下 □1／2超				
		特 徴					
	替 え 銃 身	種 類		銃 身 長	センチメートル		
		公称口（番）径 （実測口径）	（ ミリメートル）	適合実（空）包			
		銃腔内腔旋割合	□1／5以上1／2以下 □1／2超				
	ク ロ ス ボ ウ	型 式		ク ロ ス ボ ウ 番 号			
		メ ア カ ー 名		ク ロ ス ボ ウ の 全 長	センチメートル		
		モ デ ル 名		ク ロ ス ボ ウ の 全 幅	センチメートル		
		特 徴					
	刀 剣 類	種 類		製 作 者 （ 銘 ）			
		刃 渡 り	センチメートル	特 徴			
	譲渡人の住所及び氏名						
	上記物件の譲受年月日						
備 考							

(備考) 「銃腔内腔旋割合」は、該当する項目の□にレ印を付すこと。

附 則

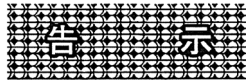
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

生活安全企画課

**長野県告示第164号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和7年4月10日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

山岸2

2 指定の区域

飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和7年4月10日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

土口1、土口2、土口3、土口4、土口5、雨宮_ウ、生萱1、生萱2、生萱3、岡地2、一重山1、一重山2、屋代駅裏1、寂蒔北4、柏王4、今井町3、今井町4、大田原5、新田4、上山田温泉（8）、上山田温泉（9）、上山田温泉（10）、上山田（5）及び漆原

2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和7年4月10日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

土口1、土口2、土口3、土口4、土口5、雨宮_ウ、生萱1、生萱2、生萱3、岡地2、一重山1、一重山2、屋代駅裏1、寂蒔北4、柏王4、今井町3、今井町4、大田原5、新田4、上山田（5）及び漆原

2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課